

参 考 資 料

(所得税の税率構造の見直しについて)

平成 24 年 11 月 9 日 (金)

財 務 省

目次

・ 平成23年度税制改正大綱（抄）	1
・ 所得税収の推移	2
・ 所得税率の推移	3
・ 個人住民税率の推移	4
・ 所得税＋個人住民税の税率の推移	5
・ 所得税・個人住民税の限界税率（夫婦子2人の給与所得者）	6
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	7
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみ（専業主婦）の給与所得者）	8
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（専業主婦）の給与所得者）	9
・ 給与分布の状況、高所得階層の状況	10
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（専業主婦）の給与所得者）	11
・ 国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較	12
・ 主要国の所得税等の最高税率について	13
・ 富裕層による課税強化に関する発言	14
・ 欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要（未定稿）	15
・ 給与所得者（4,552万人）の状況	16
・ 総合課税分の課税ベースのイメージ	17
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	18
・ 所得税の税率区分ごとの税収	19
・ 所得再分配によるジニ係数の変化	20
・ 申告納税者の所得税負担率（平成20年分）	21
・ 復興特別所得税（付加税率2.1%）による年間の税負担額	22
・ 平成23年12月21日税制調査会資料「論点整理（国税）」別紙	23

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定〕

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

(1) 所得税

① 基本的な考え方

所得税については、累次の改正により累進緩和や各種控除の拡充が行われてきました。一方、給与収入階層の分布を見ると、平成 9 年まで平均給与は上昇し、高所得者の割合も増加してきましたが、その後、これらは低下し、平成 20 年は平成 2 年と同程度の水準に戻っています。このため、同じ税率構造の下では、インフレ等により名目賃金が増加すれば全体としての累進性が高まるはずのところ、逆に累進性が低下する現象が生じ、所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下しています。格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。

そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。

所得税収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

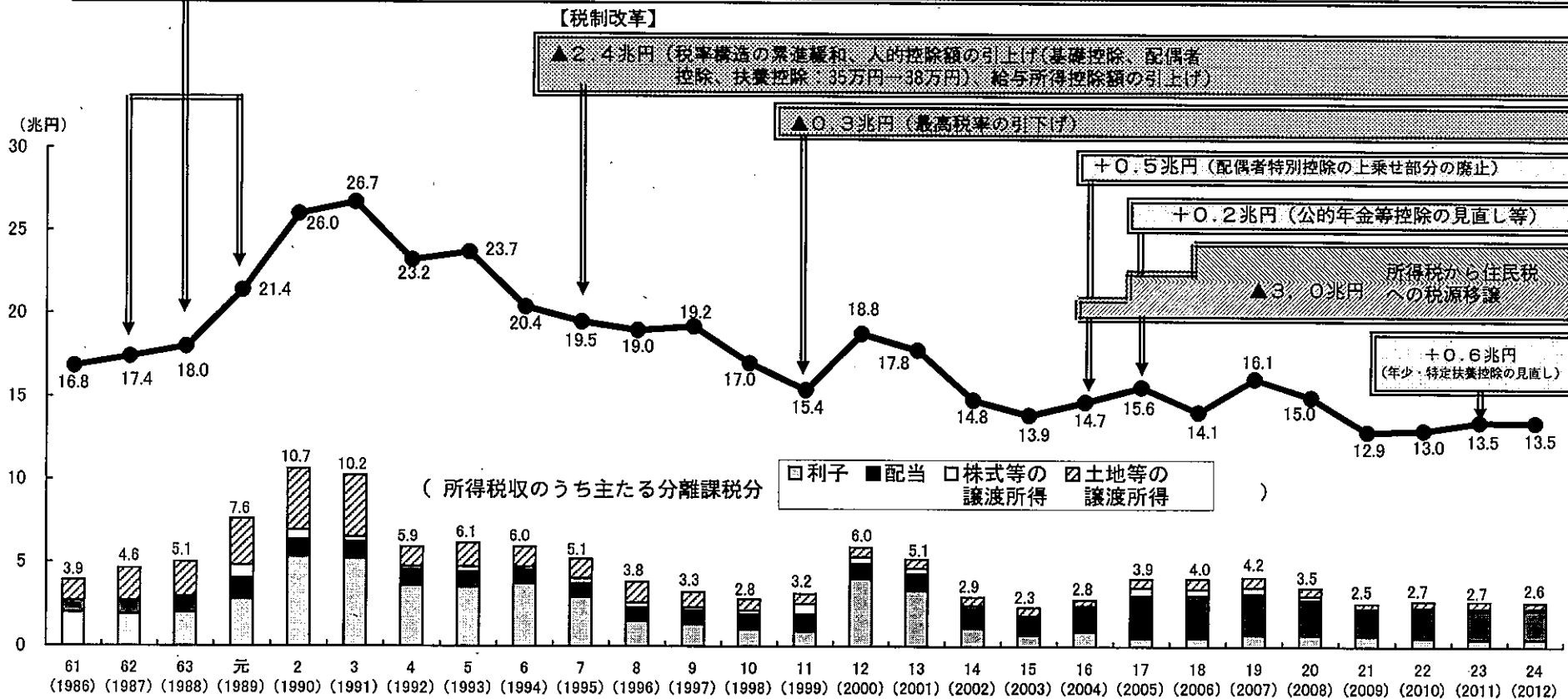
(注)ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と平成24年度予算額の13.5兆円の差額(約▲13兆円)の主な要因は、

- ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲8兆円
- ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲3.9兆円(税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円→35万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(45万円))等

+1.7兆円(マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)



(注1) 所得税収は、23年度以前は決算額、24年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲(16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)後の計数である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である(63年度以前は推計値)。

所得税率の推移

	昭和61年分 (消費税導入前)		平成元年分 (消費税導入後)		平成7年分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)		現 行 (※)	
税率	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
	～ 50 (315.1)	10.5	～ 300 (704.0)	10	～ 330 (772.7)	10	～ 195 (608.6)	5
	～ 120 (413.0)	12	～ 600 (1,041.6)	20	～ 900 (1,349.5)	20	～ 330 (783.8)	10
	～ 200 (521.2)	14	～ 1,000 (1,425.8)	30	～ 1,800 (2,296.8)	30	～ 695 (1,204.4)	20
	～ 300 (643.8)	17	～ 2,000 (2,478.4)	40	～ 3,000 (3,560.0)	40	～ 900 (1,429.7)	23
	～ 400 (757.4)	21	2,000 (2,478.4) ～	50	3,000 (3,560.0) ～	50	～1,800 (2,336.0)	33
	～ 600 (984.7)	25					1,800 (2,336.0) ～	40
	～ 800 (1,196.4)	30						
	～ 1,000 (1,406.8)	35						
	～ 1,200 (1,617.4)	40						
	～ 1,500 (1,933.2)	45						
	～ 2,000 (2,459.5)	50						
	～ 3,000 (3,512.1)	55						
	～ 5,000 (5,617.4)	60						
	～ 8,000 (8,775.3)	65						
	8,000 (8,775.3) ～	70						
刻み	15		5		5		6	

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額であり、現行は給与所得控除の上限設定を加味している。

※ 平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

個人住民税率の推移

	昭和62年度分 (消費税導入前)	平成2年度分 (消費税導入後)	平成8年度分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)	現行
税率	【課税所得】	【課税所得】	【課税所得】	【課税所得】
	万円	万円	万円	%
	%	%	%	%
	～ 20 (223.0) 4.5	～ 120 (444.5) 5	～ 200 (579.5) 5	一律 10
	～ 45 (262.7) 5	～ 500 (897.2) 10	～ 700 (1,145.3) 10	
	～ 70 (302.4) 6	500 (897.2) ～ 15	700 (1,145.3) ～ 15	
	～ 95 (340.4) 7			
	～ 120 (374.7) 8			
	～ 150 (415.8) 9			
	～ 220 (510.9) 11			
	～ 370 (691.5) 12			
	～ 570 (918.8) 13			
	～ 950 (1,324.7) 14			
	～ 1,900 (2,324.7) 15			
～ 2,900 (3,377.4) 16				
～ 4,900 (5,482.6) 17				
4,900 (5,482.6) ～ 18				
刻み	14	3	3	1

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

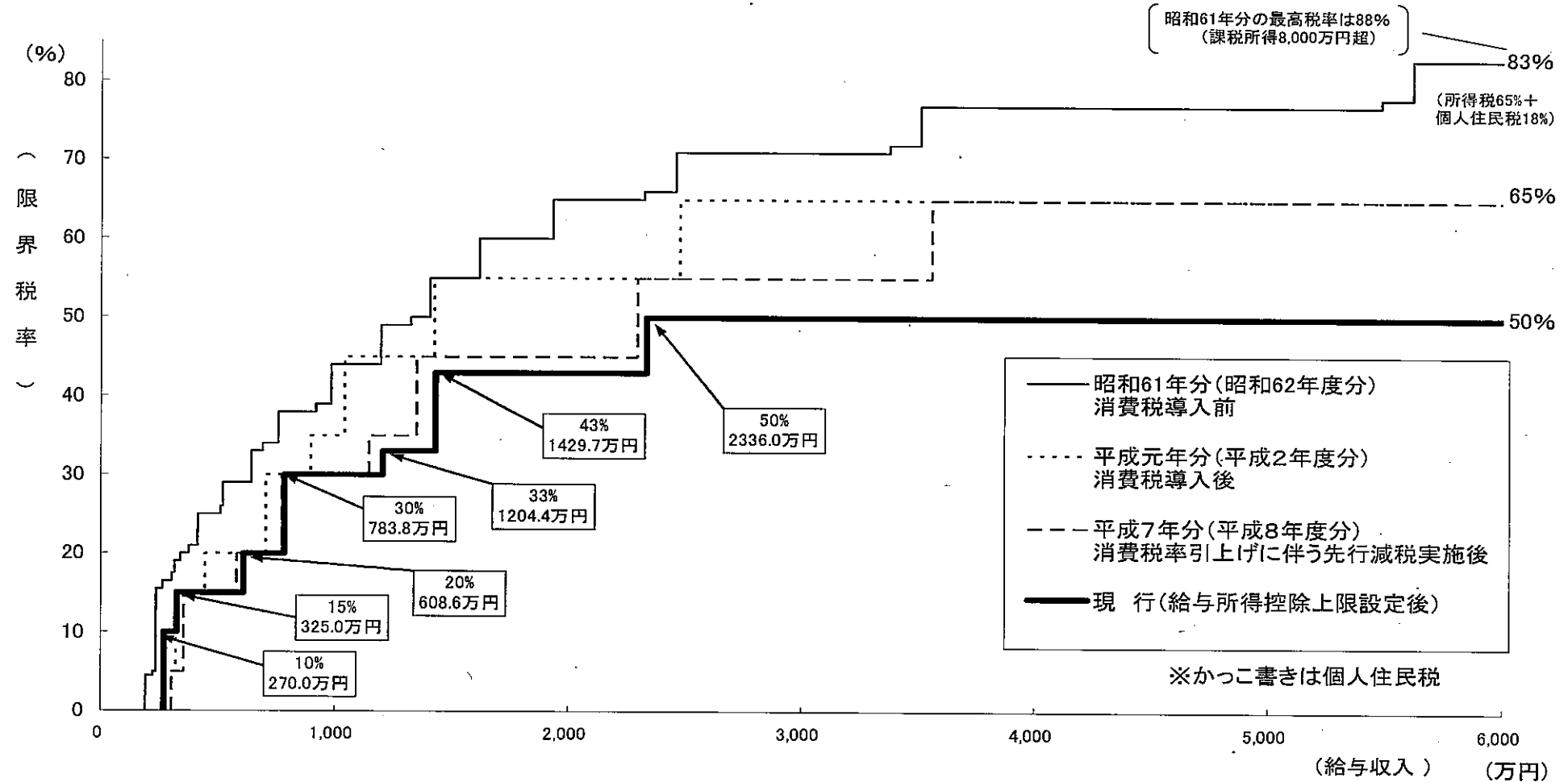
所得税 + 個人住民税の税率の推移

	昭和61年分(昭和62年度分) [消費税導入前]	平成元年分(平成2年度分) [消費税導入後]	平成7年分(平成8年度分) [消費税税率引上げに伴う先行減税実施後]	現行		
税率	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】
	万円	%	万円	%	万円	%
	~ 191.2	0	~ 272.2	0	~ 303.1	0
	~ 223.0	4.5	~ 319.8	5	~ 353.9	5
	~ 235.7	5	~ 444.5	15	~ 579.5	15
	~ 262.7	15.5	~ 704.0	20	~ 772.7	20
	~ 302.4	16.5	~ 897.2	30	~ 1,145.3	30
	~ 315.1	17.5	~ 1,041.6	35	~ 1,349.5	35
	~ 340.4	19	~ 1,425.8	45	~ 2,296.8	45
	~ 374.7	20	~ 2,478.4	55	~ 3,560.0	55
	~ 413.0	21	2,478.4 ~	65	3,560.0 ~	65
	~ 415.8	23				
	~ 510.9	25				
	~ 521.2	26				
	~ 643.8	29				
	~ 691.5	33				
	~ 757.4	34				
	~ 918.8	38				
	~ 984.7	39				
	~ 1,196.4	44				
	~ 1,324.7	49				
	~ 1,406.8	50				
	~ 1,617.4	55				
	~ 1,933.2	60				
	~ 2,324.7	65				
	~ 2,459.5	66				
	~ 3,377.4	71				
	~ 3,512.1	72				
	~ 5,482.6	77				
	~ 5,617.4	78				
	~ 8,775.3	83				
	8,775.3 ~	88				
刻み	29		8		8	
					7	

(注) 夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

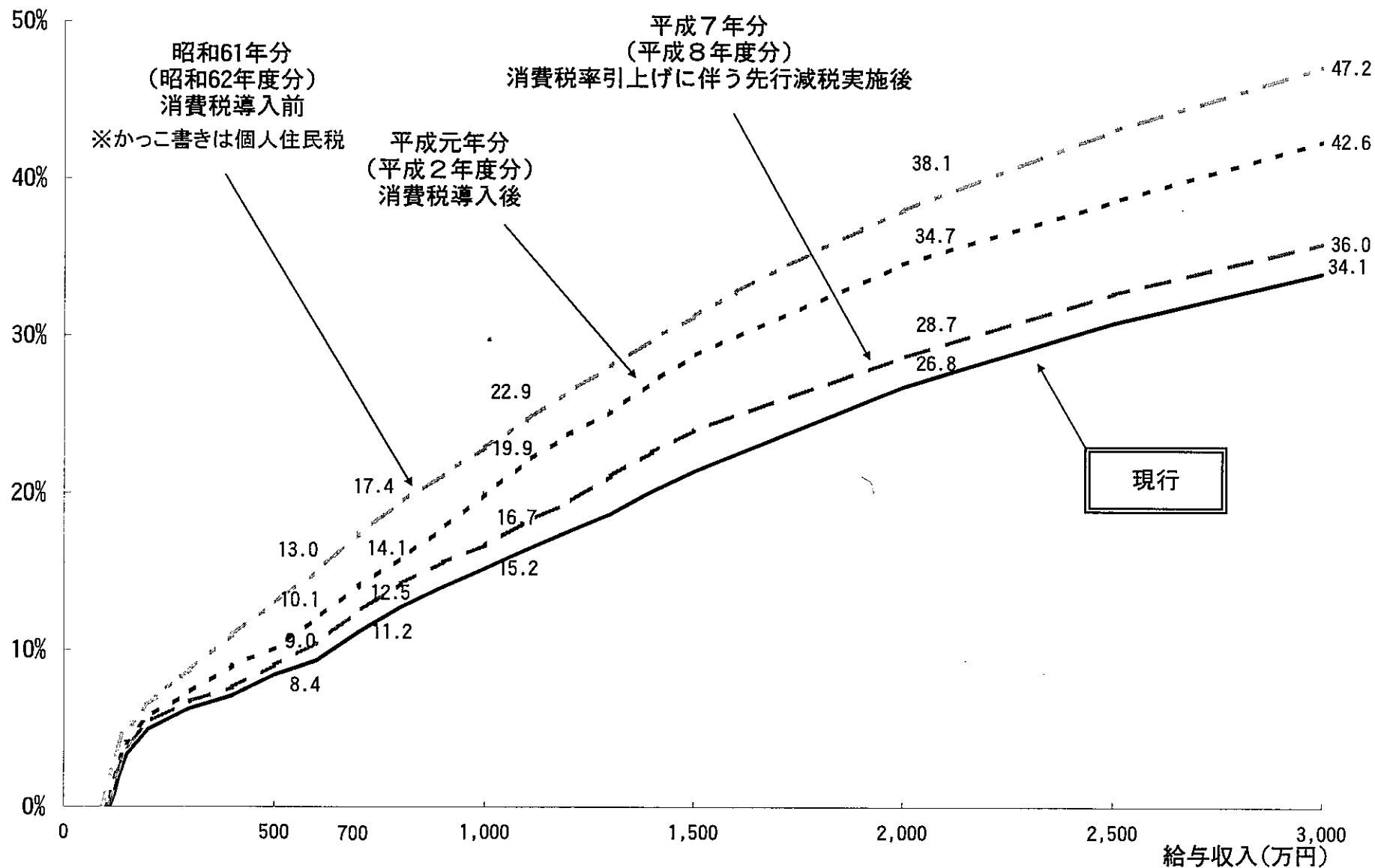
所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人の給与所得者)

○ 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



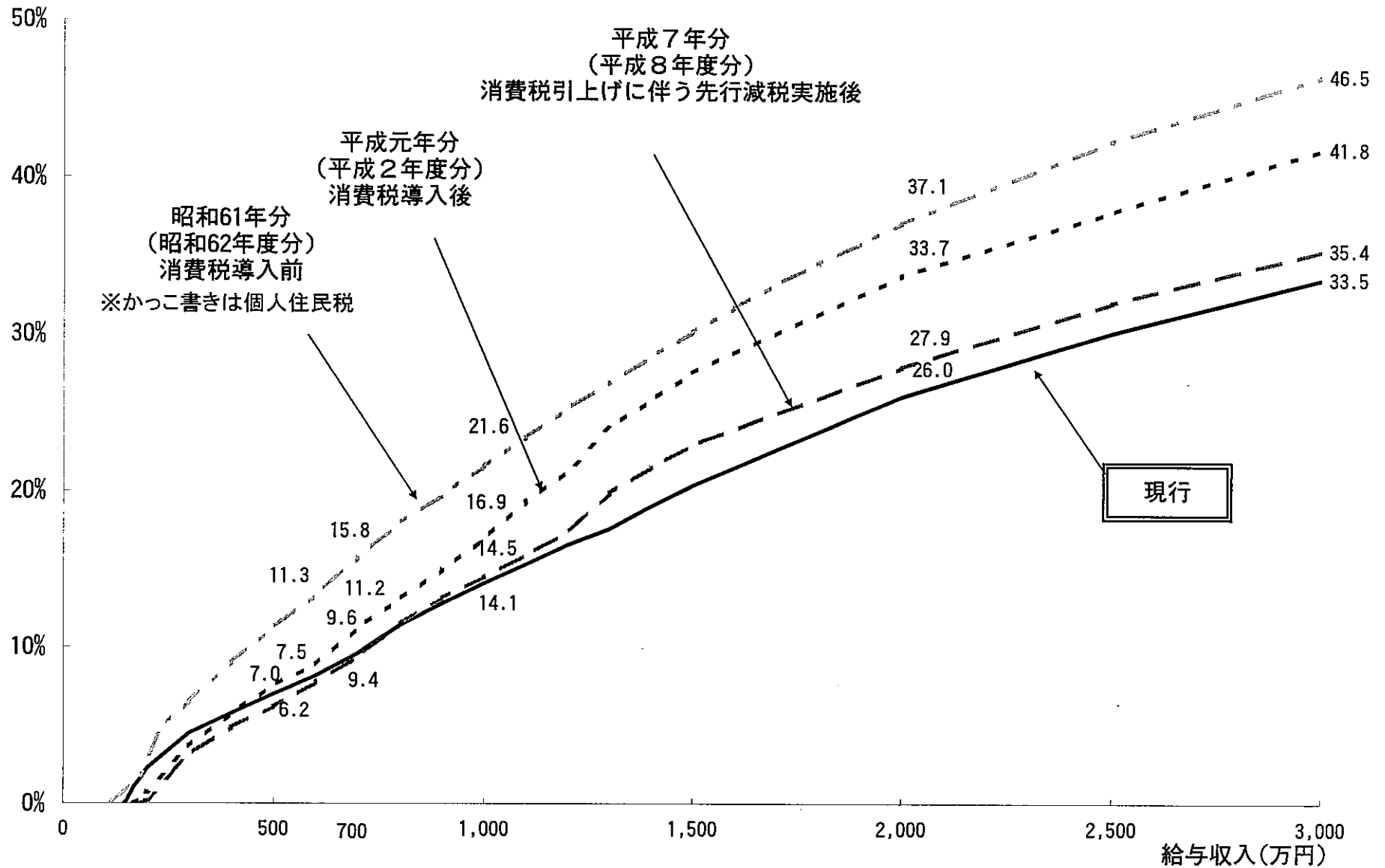
(注) 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとし、現行は給与所得控除の上限設定を加味して計算している。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(単身の給与所得者)



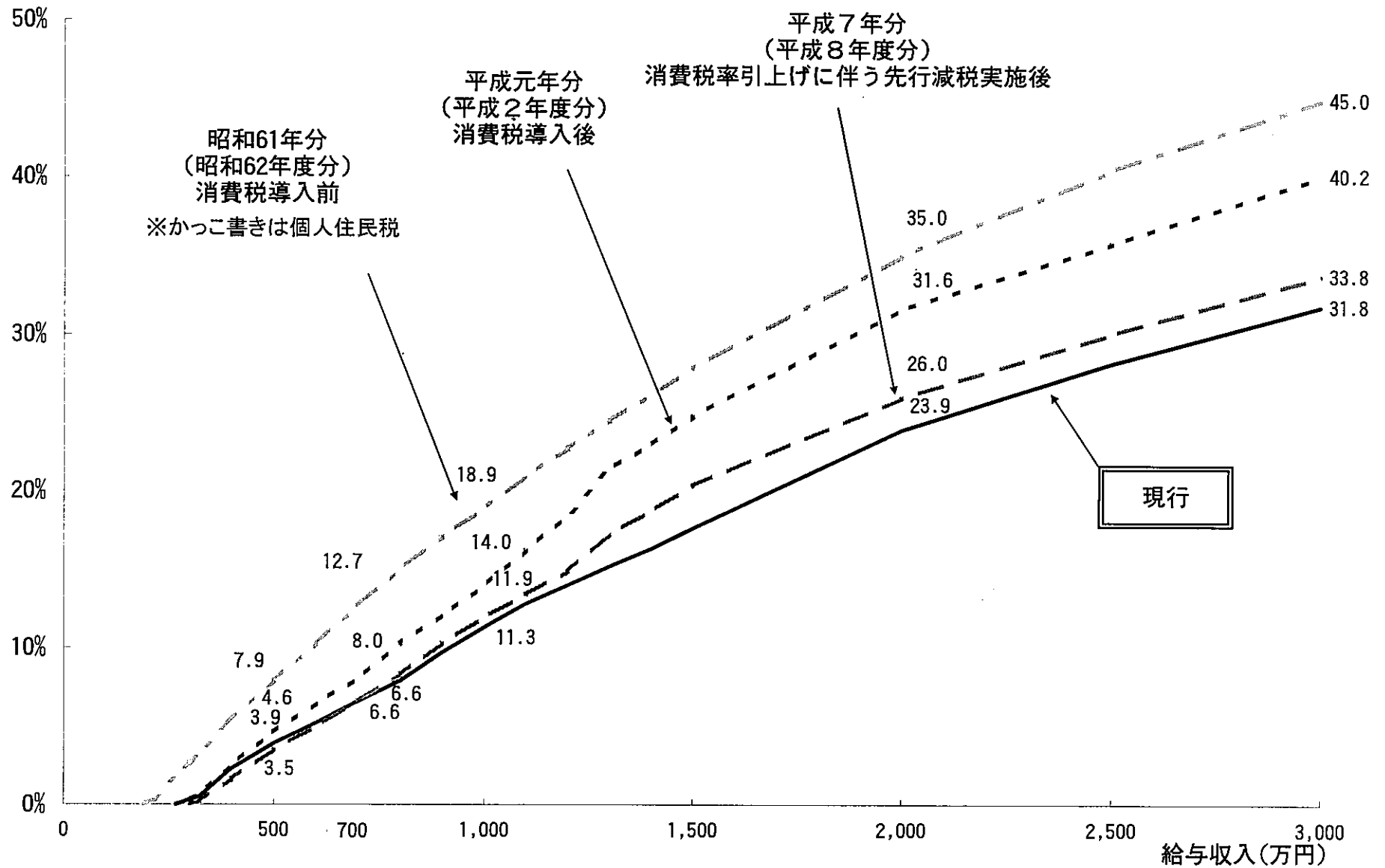
- (注) 1. 給与所得控除の上限設定を加味して計算している(復興特別所得税は含んでいない)。
 2. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 3. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)



- (注) 1. 給与所得控除の上限設定を加味して計算している(復興特別所得税は含んでいない)。
 2. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 3. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)



- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であり、給与所得控除の上限設定を加味して計算している(復興特別所得税は含んでいない)。
 2. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 3. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

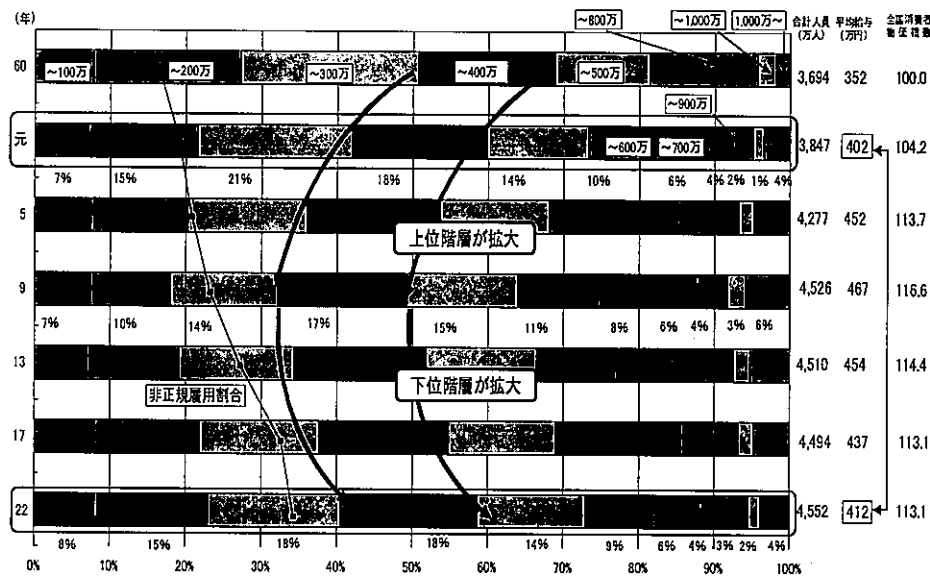
○ 給与と分布の状況

- ・平成9年までは平均給与、高所得者の割合とも、一貫して増加。
- ・一方で、平成9年以降、その傾向は逆転し、平均給与、高所得者の割合とも、一貫して低下（低所得者の割合は逆に増加）しており、累進緩和を進めたときとは異なる状況が近年、顕在化。
- ・現在の我が国の全体的な所得構造は、平成元年とほぼ同じ姿に戻っており、その一方で、税率構造は大幅にフラット化したままであるため、結果として、個人所得課税による所得再分配機能が低下。

○ 高所得階層の状況

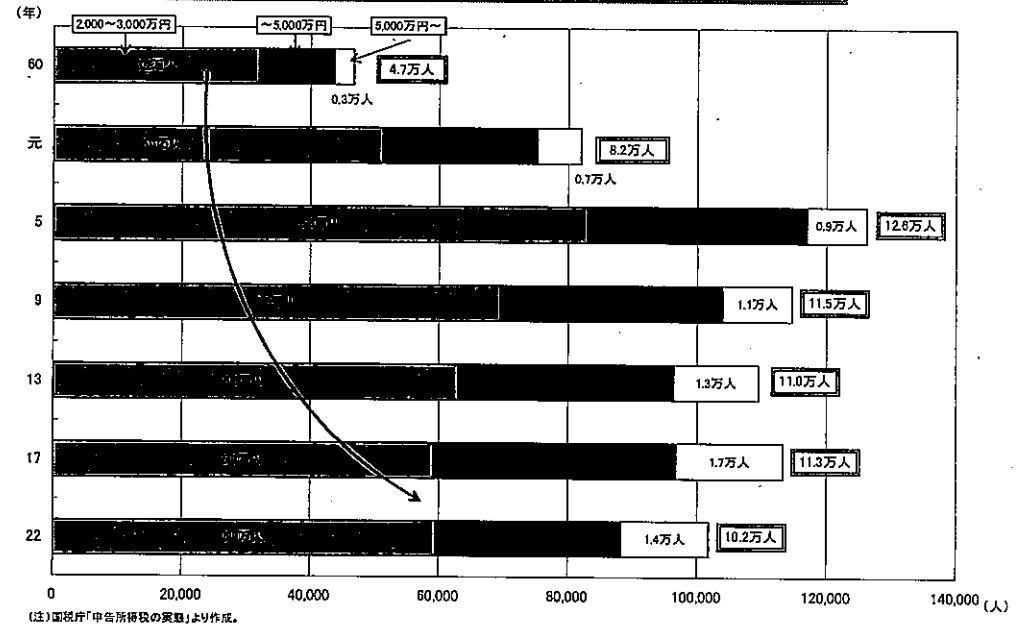
- ・全体の給与収入が下方シフトする中で、2,000万円超の特に高い所得階層の人数は増加しており、給与収入面からみた格差は拡大傾向。

給与収入の分布の推移（昭和60年～平成22年）



(注1) 国税庁「民間給与実態統計調査」より作成。
 (注2) 非正規雇用割合は総務省「労働力調査」より作成。

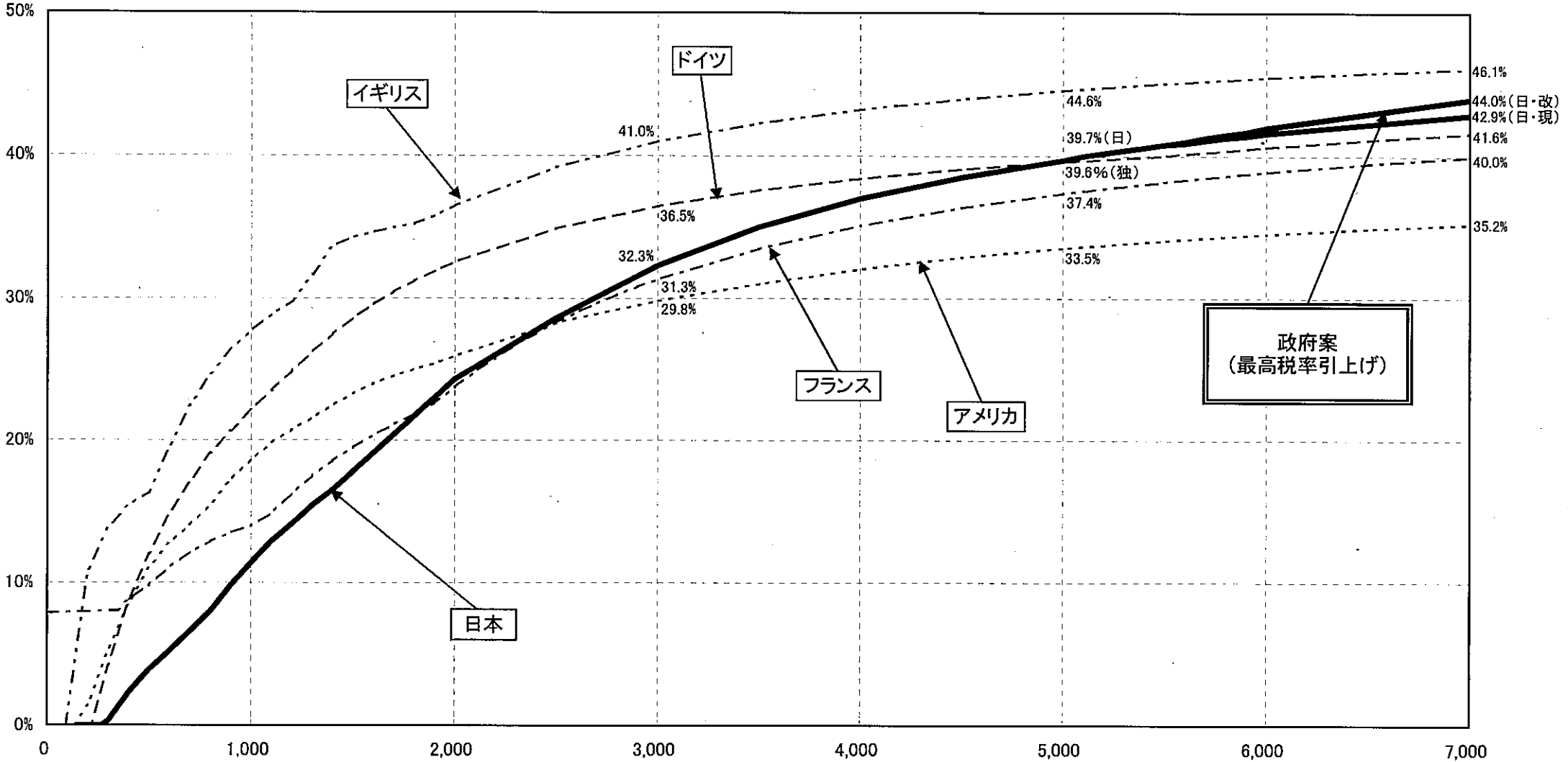
給与収入2,000万円超の分布の推移（昭和60年～平成22年）



(注) 国税庁「申告所得数の実態」より作成。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

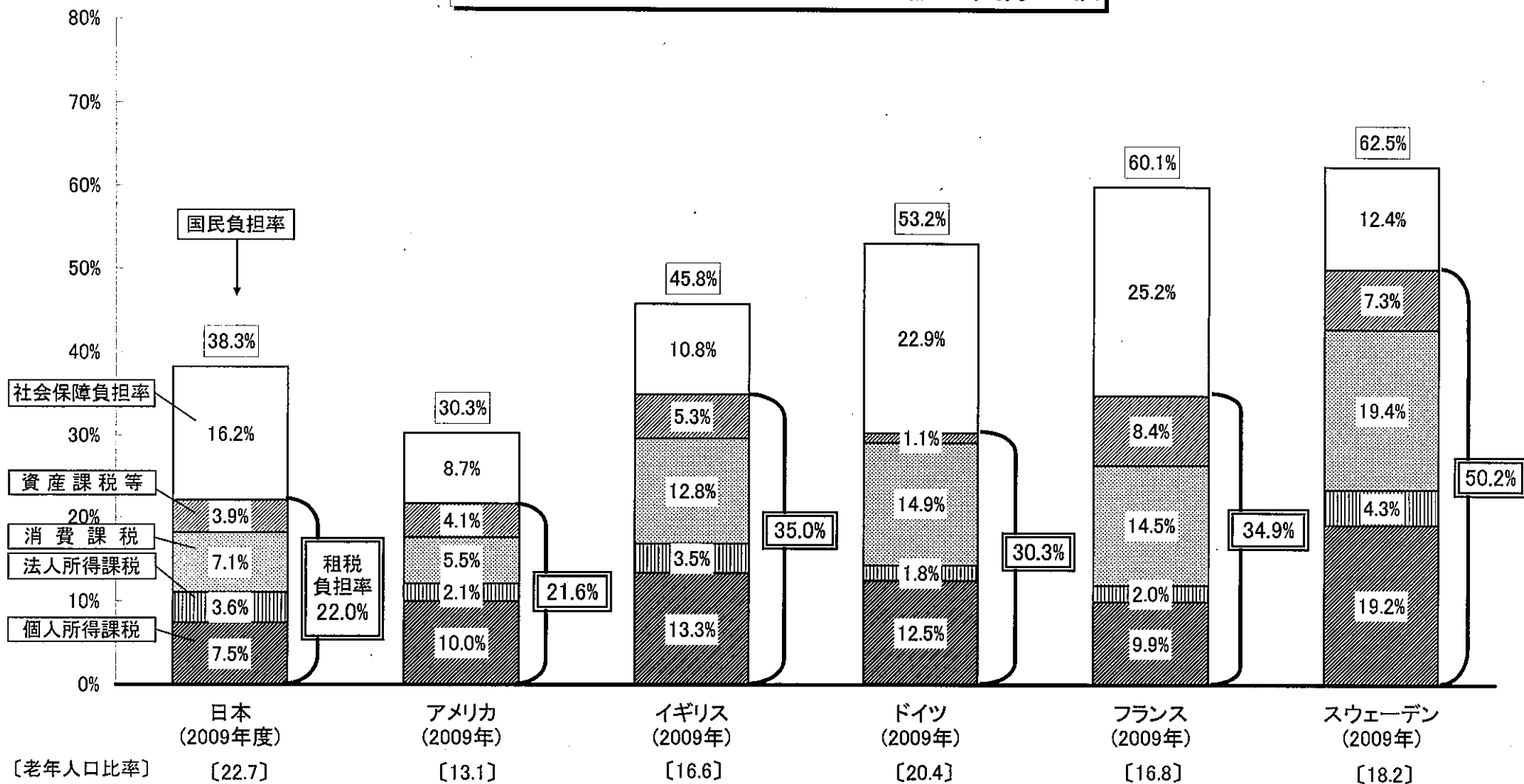
高校生・大学生の場合



(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて逦減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入3,000万円、5,000万円及び7,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注)1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている。)が含まれる。
- 2. 実効税率は2012年1月現在のもの。ただし、日本の現行及び改正案は復興特別所得税及び給与所得控除の上限設定を加味している。
- 3. 日本は、子を高校生、大学生としている。アメリカは、子を17歳以上としている。
- 4. 日本の個人住民税は所得割のみである。なお、個人住民税の扶養控除(年少)の廃止【平成24年度分〜】も考慮している。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
- 5. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
- 6. 邦貨換算レート: 1ドル=78円、1ポンド=123円、1ユーロ=106円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成23年(2011年)11月中における実勢相場の平均値)
- 7. 表中の数値は、給与収入3,000万円、5,000万円及び7,000万円の場合の各国の実効税率である。

国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



(注)1. 日本は平成21年度(2009年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2010"及び同 "National Accounts 2003-2010"による。なお、日本の平成24年度(2012年度)予算ベースでは、国民負担率:39.9%、租税負担率:22.7%、個人所得課税:7.3%、法人所得課税:4.6%、消費課税:7.2%、資産課税等:3.7%、社会保険負担率:17.1%となっている。

2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。

4. 老年人口比率については、日本は2009年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database"による)である。なお、日本の2012年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は24.2となっている。

主要国の所得税等の最高税率について

- 日本の個人所得課税の最高税率は概ね主要国並み。
- 個人所得課税の最高税率について、イギリスは2010年（40%→50%）、ドイツは2007年（44.31%→47.48%）、フランスは2011年（48%→49%）に引上げ。

(2012年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税	40% (注1)	35%	50% (注3)	45% (注4)	41% (注5)
住民税等	10%	12.7% (注2)	—	2.48% (注4)	8% (注5)
所得税＋住民税等	50%	47.7%	50%	47.48%	49%
所得税の最高税率が適用される給与収入	2,380万円～	3,357万円～	1,845万円～	5,541万円～	2,707万円～
所得税の ブラケット数	6	6	3	— (注4)	4

- (注1) 日本の所得税の最高税率については、復興特別所得税(所得税額に対する2.1%の付加税)により、2013年分(平成25年分)から実質的に40.84%となる。
- (注2) アメリカの地方個人所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の個人所得税率の合計値である。
- (注3) イギリスには地方税はない。
- (注4) ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税(原則、所得税額の5.5%、最高税率2.48%)が課されている。さらに、所得税率ブラケットは存在せず、税率表にしたがって税額が決定される。
- (注5) フランスには地方税はないが、社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課されている。また、2011年予算法により所得税の最高税率が引き上げられた(40%→41%)。なお、所得税とは別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税(最高税率4%)を2012年予算法により導入している。
- (注6) 所得税の最高税率が適用される給与収入の計算においては、夫婦子2人の世帯を仮定している。なお、日本においては子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族、アメリカにおいては子が17歳以上に該当するものとしている。日本については、2013年分(平成25年分)以後の給与所得控除の上限設定を加味していない。
- (備考) 邦貨換算レートは、1ドル=78円、1ポンド=123円、1ユーロ=106円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成23年11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

富裕層による課税強化に関する発言

1 アメリカ「超高所得者層への甘やかしの停止」(ウォーレン・バフェットの手記)

高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。

- － 所得 100 万ドル以上の高所得者(約 24 万人)に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化
- － 所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上(約 8 千人)の高所得者よりも高率の課税

(出典)「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times 8月 14 日)

2 フランス「我々に課税せよ」(リリアン・ベタンクール(ロリアル創業者の娘)等 16 人の嘆願)

ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影響を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

(出典)「L'appel de très riches Français : "Taxez-nous !"」(Le Nouvelle Observateur 8月 25 日)

3 イタリア ルカ・ディ・モンテツェモロ(イタリア フェラーリ社長)の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

4 ドイツ「財産税のための富裕層の集まり」(ドイツの富裕層から構成されるグループ)

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する5%の課税(2年間の時限措置)等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要(未定稿)

欧州諸国においては、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、最近、富裕層に対する課税を強化する動きが見られる。

フランス

財政赤字削減計画(2011年8月発表。いずれも法律として成立)

- ① 資本所得に係る社会保障関連諸税の税率引上げ(12.3%→13.5%) (11年～)
- ② 個人が5年超保有する不動産の譲渡益に係る軽減措置の一部廃止(12年2月1日～)
- ③ 一時的に発生した高額所得(単身:25万ユーロ超、夫婦:50万ユーロ超)に対する新規の所得課税(最高税率4%) (12年～)^(注1)

追加財政赤字削減計画(2011年11月発表。同年12月、下記の措置は法律として成立)

- 利子・配当に係る分離課税の税率引上げ(利子:19%→24%、配当:19%→21%) (12年～)

2013年予算法案(2012年9月閣議決定)

- ① 所得税の最高税率の引上げ^(注2) (社会保障関連諸税(計8%)を含めた税率:49%→53%) (12年～)
- ② 100万ユーロ超の勤労所得に対する特別税(18%)の導入(所得税等と合算すると最高75%での課税) (12年、13年のみの時限措置)
- ③ 資本所得の課税方法について、総合課税と分離課税との選択制を廃止し、総合課税に一本化(12年～)

イタリア

第2次財政健全化策(2011年9月発表。同月に法律として成立)

- ① 所得税付加税(30万ユーロを超える所得に対して3%)の導入(11年～13年の時限措置)
- ② キャピタルゲイン(国債を除く)に係る所得税の税率引上げ(12.5%→20%) (12年～)

財政健全化及び経済成長のための緊急政令(2011年12月、政令として成立。同月、議会在承認)

- 富裕税(ボート、ヘリコプター、自家用飛行機等に対する課税)の導入(12年～)

スペイン

富裕税の復活に関する勅令法(2011年9月発表。同月に成立)

- 富裕税(70万ユーロを超える資産に対して0.2～2.5%)の復活^(注3) (11年、12年のみの時限措置)

ポルトガル

財政健全化策(2011年8月発表。11月に成立)

- ① 所得税付加税(15.3万ユーロを超える所得に対して2.5%)の導入(12年、13年のみの時限措置)
- ② 株式市場におけるキャピタルゲインにかかる所得税を20%から21.5%に引上げ(12年～)

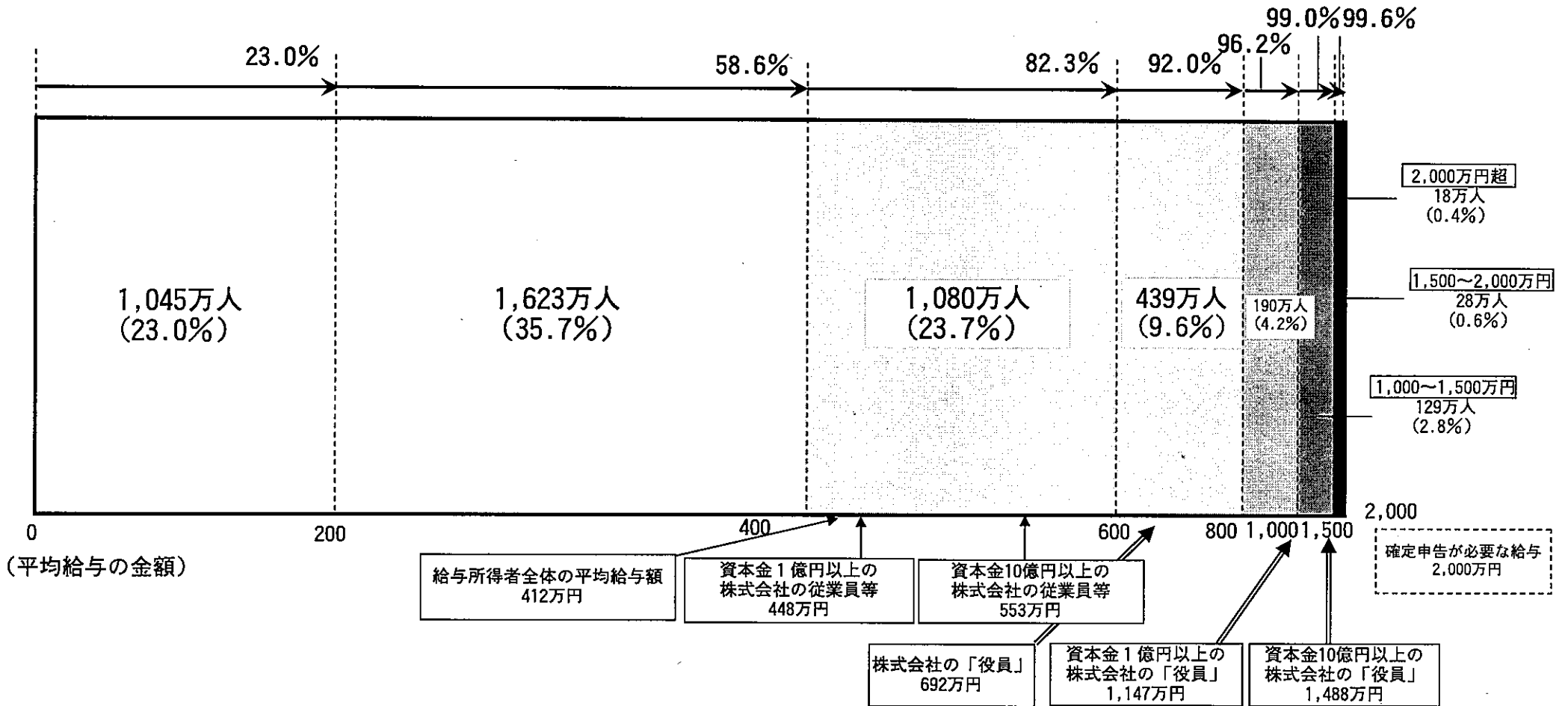
(注1) 財政赤字が解消されるまでの時限措置。

(注2) 15万ユーロ超の所得に対して適用。

(注3) スペインの富裕税は1991年に導入されたが、2009年に廃止されていた。

給与所得者（4,552万人）の状況

- 給与所得者の分布は、200万円～400万円が最も多く35.7%、1,000万円超は3.8%、1,500万円超は1.0%。
- 給与所得者全体の平均給与は、412万円。



(注1) 国税庁「民間給与実態調査(平成22年分)」(1年を通じて勤務した者)による。

(注2) 従業員等には、役員についてのデータも含まれている。

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得等）の課税ベースのイメージ

- 現在課税対象となる収入は約250兆円、課税所得は約110兆円。
- 課税所得約110兆円に対して所得税額は約11.4兆円。
- ⇒ 現在の税率を前提にすれば、約10兆円の控除縮減で増収額は約1.0兆円。

課税対象となる収入約250兆円（給与収入（約200兆円）、年金収入（約30兆円）、事業・不動産収入（所得ベースで約20兆円）等）

所得金額（約160兆円）

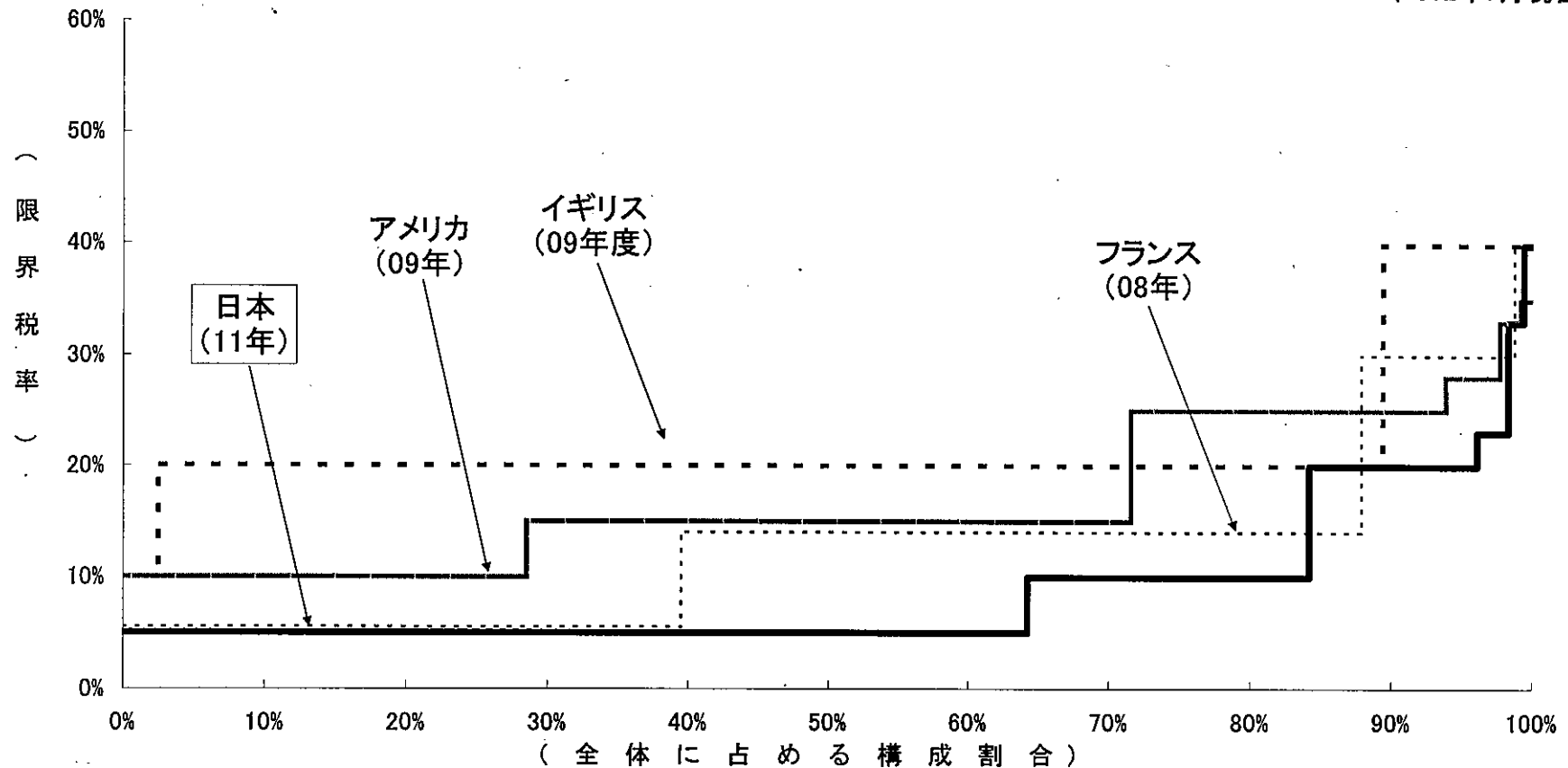
非課税所得	各種所得についての控除等 （約70兆円）	所得控除 （約60兆円）		課税所得（約110兆円）
	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除（約59兆円） ・公的年金等控除（約14兆円）等 	人的控除 （約30兆円）	その他 （約30兆円）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除（約18兆円） ・配偶者控除（約5兆円） ・一般扶養控除（約3兆円） （うち成年扶養控除約2兆円） ・特定扶養控除（約1兆円） ・老人扶養控除（約1兆円）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料控除（約25兆円） ・生命保険料控除（約2兆円）等 	
				[所得税額: 約11.4兆円]

(注1) 24年度予算ベース。ただし、24年度改正の給与所得控除の上限設定を加味。
 (注2) 上記計数は納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.8兆円の税額控除（主として住宅ローン控除）が適用（24年度予算ベース）。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2012年7月現在)



限界税率	10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本(11年)	84%	12%	4%
アメリカ(09年)	29%	43%	28%
イギリス(09年度)	3%	87%	10%
フランス(08年)	40%	48%	12%

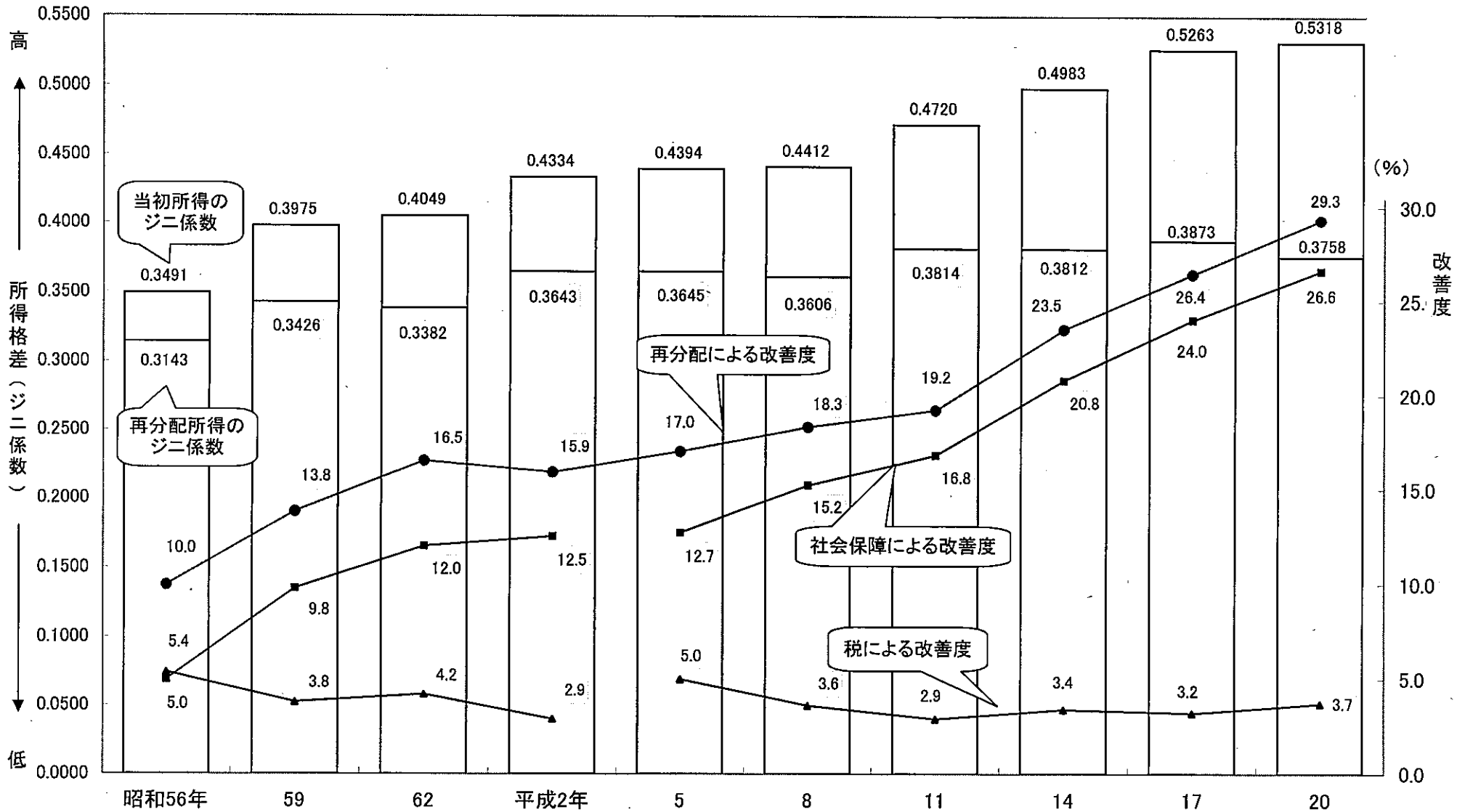
- (注) 1. 日本のデータは、平成23年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。(ただし、日本と異なり、分離課税に係るものが含まれる。)
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 4. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
 5. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは2段階(20・40%)、フランスは4段階(5.5・14・30・40%)である。なお、2012年7月現在、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5.5・14・30・41%)となっている。

所得税の税率区分ごとの税収

	税率区分	課税所得 (給与収入)	総課税所得	税率1%引上げ 当たりの増収力	対象納税者数
約1.5兆円	40%	1,800万円～ (2,298万円～)	約3.8兆円	約380億円	約30万人 (0.6%)
約1.5兆円	33%	900万円～1,800万円 (1,387万円～2,298万円)	約4.4兆円	約440億円	約80万人 (1.6%)
約0.6兆円	23%	695万円～900万円 (1,162万円～1,387万円)	約2.6兆円	約260億円	約190万人 (3.9%)
約2.9兆円	20%	330万円～695万円 (736万円～1,162万円)	約14.5兆円	約1,500億円	約770万人 (15.9%)
約1.7兆円	10%	195万円～330万円 (554万円～736万円)	約16.5兆円	約1,700億円	約1,730万人 (35.7%)
約3.3兆円	5%	0円～195万円 (261万円～554万円)	約65.3兆円	約6,500億円	約4,850万人 (100.0%)

(注1) 平成23年度予算ベースの推計値に、給与所得控除の上限設定(24年度改正)を加味。
(注2) 対象納税者数の括弧内の割合は、その税率が適用される人数の全納税者数に占める割合である。

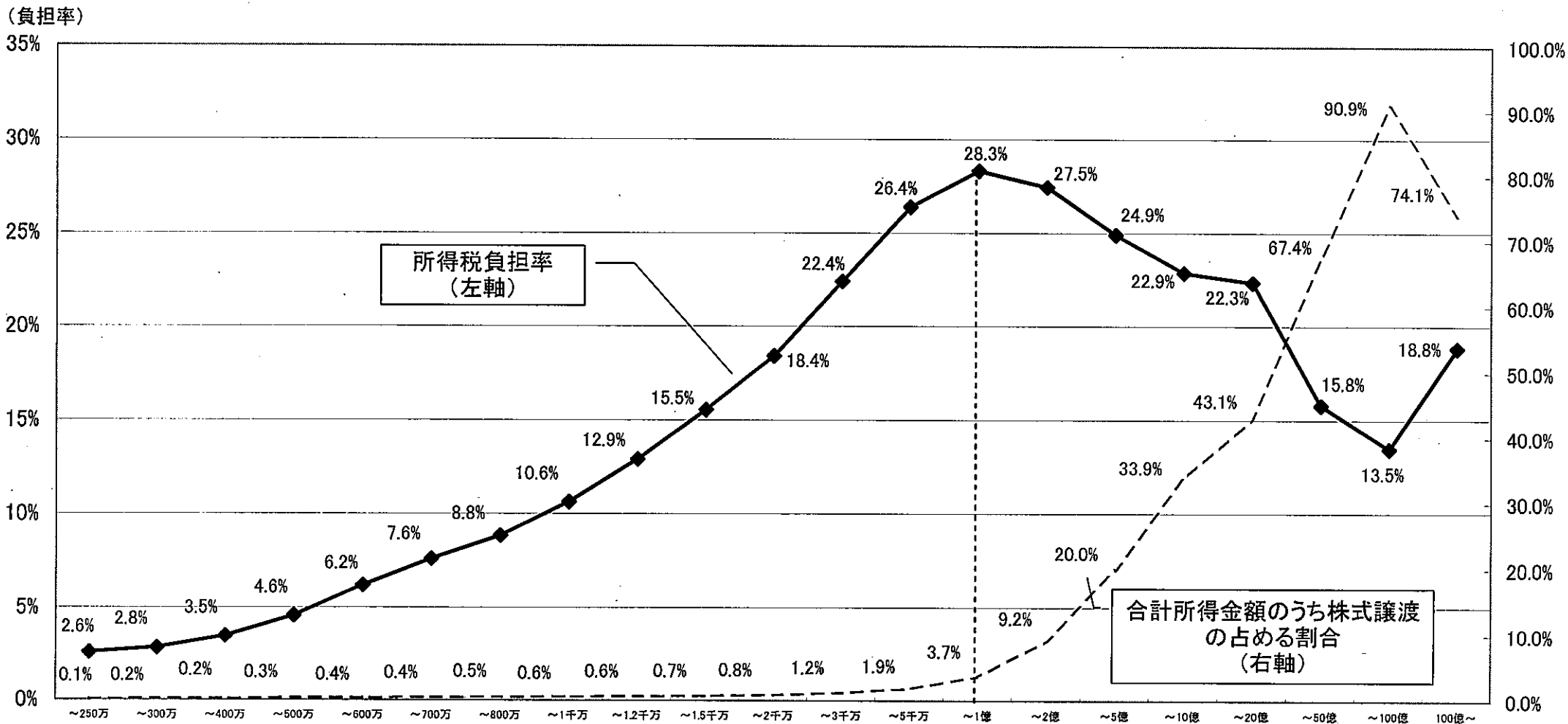
所得再分配によるジニ係数の変化



(備考)「当初所得」・・・公的年金等の社会保障給付金を除いた所得(雇業者所得等)
「再分配所得」・・・当初所得+社会保障給付金-社会保険料-税金+現物給付(医療・介護等)
なお、所得は世帯単位のもの。
平成2年以前の「社会保障による改善度」及び「税による改善度」は現行の算出方法と異なるため連続しない。
(出所)厚生労働省「所得再分配調査」

申告納税者の所得税負担率（平成20年分）

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

(合計所得金額：円)

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。 21

復興特別所得税（付加税率2.1%）による年間の税負担額

給与収入金額 ()内は給与所得者全体に占める累計割合	(単位：円) 夫婦子2人		(単位：円) 夫婦子1人（16歳未満）		(単位：円) 単身者	
	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり
300万円 (40.6%)	11,500	200 (17)	43,000	900 (75)	62,000	1,300 (108)
400 " (58.7%)	43,500	900 (75)	75,000	1,500 (125)	94,000	1,900 (158)
500 " (73.1%)	78,500	1,600 (133)	122,500	2,500 (208)	160,500	3,300 (275)
600 " (82.5%)	129,500	2,700 (225)	192,500	4,000 (333)	230,500	4,800 (400)
700 " (88.2%)	203,500	4,200 (350)	300,500	6,300 (525)	376,500	7,900 (658)
800 " (92.1%)	334,500	7,000 (583)	460,500	9,600 (800)	536,500	11,200 (933)
900 " (94.7%)	494,500	10,300 (858)	620,500	13,000 (1,083)	696,500	14,600 (1,217)
1,000 " (96.3%)	666,500	13,900 (1,158)	792,500	16,600 (1,383)	868,500	18,200 (1,517)
1,500 " (99.2%)	1,770,600	37,100 (3,092)	1,978,500	41,500 (3,458)	2,103,900	44,100 (3,675)
2,000 " (99.8%)	3,338,100	70,100 (5,842)	3,546,000	74,400 (6,200)	3,671,400	77,000 (6,417)
3,000 " (99.9%)	6,912,000	145,100 (12,092)	7,164,000	150,400 (12,533)	7,316,000	153,600 (12,800)
5,000 " (99.9%)	14,512,000	304,700 (25,392)	14,764,000	310,000 (25,833)	14,916,000	313,200 (26,100)

- (注) 1. 「平成23年民間給与実態統計調査」による平均給与収入（1年を通じて勤務した者）は、**409.0万円**。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成23年分結果確報（厚生労働省）」による一般労働者（パートを除く）の平均給与額は、**484.3万円**。
 3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。
 夫婦子1人の場合、子が16歳未満に該当するものとして計算している。（なお、夫婦のみの場合、夫婦子1人の場合と税負担額は同じ）
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 5. 給与所得者全体に占める累計割合は「平成22年分民間給与実態統計調査」及び「平成22年分申告所得税標本調査」による。

1. 最高税率の見直しの具体案

下記の案①～案④が考えられるのではないか。

	税率	課税所得 (給与収入)	考 え 方	増収見込額	影響人員数 (納税者比)
案①	45%	1800万円超 (2336万円超)	現行の最高税率ブラケットについて、5%引上げ。(40% ブラケットはなくなる。)	1900億円程度	29万人程度 (0.6%)
案②		2500万円超 (3036万円超)	給与収入3000万円程度から5%引上げ。	1200億円程度	17万人程度 (0.3%)
案③		2700万円超 (3236万円超)	税率33%のブラケット幅(900～1800万円)と40%の幅 (1800～2700万円)が等しくなるように設定。	1100億円程度	14万人程度 (0.3%)
案④		3000万円超 (3536万円超)	課税所得3000万円超は、平成11年に引き下げる前の最 高税率ブラケット。	900億円程度	11万人程度 (0.2%)

(注1) 給与収入は夫婦子2人(子のうち1人が一般扶養、1人が特定扶養と仮定)を前提。

(注2) 増収見込額、影響人員数については、平成23年度予算ベース(給与所得控除の上限設定を加味)。なお、増収見込額については所得税のみの数値。

(注3) 平成11年に引き下げる前の最高税率は、課税所得3000万円超で50%(住民税15%を合わせると65%)。

2. ブラケット調整

最高税率の引上げと同時に、ブラケットの適用所得の前倒しも行うことについてどう考えるか。

この場合、現行の40%ブラケットについて、例えば、適用開始所得を「課税所得1800万円(給与収入2336万円)超」から「課税所得1500万円(給与収入2036万円)超」に引き下げることが考えられるか(この場合の増収見込額は700億円程度、影響人員は39万人程度(0.8%))。

最高税率の引上げによる税負担変化(夫婦子2人)

(単位:万円、%)

給与収入	現行【A】	改正後【案①】 1800万円超 45%		改正後【案②】 2500万円超 45%		改正後【案③】 2700万円超 45%		改正後【案④】 3000万円超 45%	
	税負担額 (実効税率)	税負担額 (実効税率)	負担増額 (実効税率の増) 【①-A】	税負担額 (実効税率)	負担増額 (実効税率の増) 【②-A】	税負担額 (実効税率)	負担増額 (実効税率の増) 【③-A】	税負担額 (実効税率)	負担増額 (実効税率の増) 【④-A】
1,500万円	267.4 (17.8)	267.4 (17.8)	—	267.4 (17.8)	—	267.4 (17.8)	—	267.4 (17.8)	—
2,000万円	485.9 (24.3)	485.9 (24.3)	—	485.9 (24.3)	—	485.9 (24.3)	—	485.9 (24.3)	—
2,500万円	716.1 (28.6)	724.4 (29.0)	+8.4 (+0.4)	716.1 (28.6)	—	716.1 (28.6)	—	716.1 (28.6)	—
3,000万円	970.3 (32.3)	1,004.2 (33.5)	+33.9 (+1.2)	970.3 (32.3)	—	970.3 (32.3)	—	970.3 (32.3)	—
4,000万円	1,478.7 (37.0)	1,563.6 (39.1)	+84.9 (+2.1)	1,527.9 (38.2)	+49.2 (+1.2)	1,517.7 (37.9)	+39.0 (+0.9)	1,502.4 (37.6)	+23.7 (+0.6)
5,000万円	1,987.1 (39.7)	2,123.1 (42.5)	+136.0 (+2.8)	2,087.3 (41.7)	+100.3 (+2.0)	2,077.1 (41.5)	+90.1 (+1.8)	2,061.8 (41.2)	+74.7 (+1.5)

(注) 1.子のうち1人が特定扶養控除、1人が一般扶養控除の対象として計算している。
 2. 税負担額は、所得税と個人住民税の合計額であり、改正前後ともに、給与収入1,500万円超の場合の給与所得控除額について、245万円の上限を設けた後及び復興特別所得税を含めた負担額である。

40%ブラケットの前倒しによる税負担変化（夫婦子2人）

改正案： 40%ブラケットの適用開始所得を、現行の1800万円（給与収入2336万円）から1500万円（給与収入2036万円）に引下げ。

（単位：万円、%）

給与収入	現行【A】
	税負担額 (実効税率)
1,500万円	267.4 (17.8)
2,000万円	485.9 (24.3)
2,500万円	716.1 (28.6)
3,000万円	970.3 (32.3)
4,000万円	1,478.7 (37.0)
5,000万円	1,987.1 (39.7)

改正後【案】 1500万円超 40%	
税負担額 (実効税率)	負担増額 (実効税率の増) 【案-A】
267.4 (17.8)	—
485.9 (24.3)	—
737.5 (29.5)	+ 21.4 (+0.9)
991.7 (33.1)	+ 21.4 (+0.8)
1,500.1 (37.5)	+ 21.4 (+0.5)
2,008.5 (40.2)	+ 21.4 (+0.5)

- (注) 1. 子のうち1人が特定扶養控除、1人が一般扶養控除の対象として計算している。
 2. 税負担額は、所得税と個人住民税の合計額であり、改正前後ともに、給与収入1,500万円超の場合の給与所得控除額について、245万円の上限を設けた後及び復興特別所得税を含めた負担額である。